

山鹿市下水道事業の財務の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月27日

山鹿市長 早 田 順 一

## 山鹿市規則第26号

### 山鹿市下水道事業の財務の特例等を定める規則の一部を改正する規則

山鹿市下水道事業の財務の特例等を定める規則（平成17年山鹿市規則第171号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2の8第1項第1号」を「第243条の2の9第1項第1号」に改め、同条第2号中「第243条の2の8第1項第4号」を「第243条の2の9第1項第4号」に改める。

第35条第1項中「文章」を「文書」に改め、同項第3号中「破棄」を「廃棄」に改める。

第38条中「帳簿減価」を「帳簿原価」に改める。

第42条第2項中「受けなれば」を「受けなければ」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。